

令 8 環 保 第 1 4 6 4 号

令 和 8 年 9 月 1 4 日

秋田市環境審議会長

会長 菅 原 拓 男 様

秋田市長 沼 谷 純

(公印省略)

大気環境測定局の見直しに伴う廃止について（諮問）

秋田市環境基本条例（平成 1 1 年秋田市条例第 1 5 号）第 2 7 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、次のとおり諮問します。

本市では、大気汚染防止法第 2 2 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準（以下「事務処理基準」という。）に従い、市内に大気環境測定局 8 局を配置し、大気の汚染状況等を監視しています。令和 8 年 5 月に事務処理基準が一部改正されたことを受け、測定局の配置を見直し、新屋局および土崎局を廃止することについて、貴審議会の意見を求めます。

担 当 秋田市環境部環境保全課

調査指導担当 能登

直 通 018-888-5711

E-mail ro-evpl@city.akita.lg.jp

